

平成26年3月28日

各種団体代表者 各位

都議会自由民主党
幹事長 吉原 修
政調会長 宇田川 聰史

平成26年度東京都予算等に対する要望について

陽春の候、皆様方におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃、都議会自由民主党に対し、格別なるご支援を賜り深甚より、感謝申し上げます。

昨年は、お陰様をもちまして、都議会自民党59名が全員当選を果たし、オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定いたしました。

さて、貴団体からの平成26年度東京都予算などのご要望につきまして、東京都予算が確定しましたので、別紙のとおり、送付いたします。

内容につきましては、十分にお答え出来ないものもございますが、ご要望の趣旨は、都政運営に十分に活かしてまいります。

これからも、地元議員が支部などの皆様と意見交換会などをさせていただきたく存じます。なにとぞご理解ご協力のほど重ねてお願ひ致します。

我が党は、今後とも、都民福祉の向上と各種団体のご発展を目指し、責任政党としての活動に邁進してまいりますので、変わらぬご指導、ご鞭撻のほど心よりお願ひ申し上げます。

なお、新年度に入りましたので、貴団体の住所、役員名、電話番号、支部長名簿などを更新させていただきたく存じます。

恐れ入りますが、別紙により、変更内容等をご記入の上、ご連絡（ファックス等）下さるようお願ひ致します。

都議会自民党政調会事務局
担当 小野寺
電話 5320-7212 FAX 5388-1782

要 望 事 項	都 の 対 応
<p>1 国際戦略総合特区における民間事業者に対する支援措置の充実について</p> <p>1 東京都は、我が国のさらなる経済成長を図るため、国際戦略総合特区「アジアヘッドオーダー特区」の指定を受け、外国企業の誘致をめざして減税措置制度などを整備しているが、総合特区の目指す目標の実現に向けて民間事業者へのさらなる支援措置の拡充を図られたい。</p> <p>また、特区に拠点を置く外国企業の海外転出防止のため、新規設立法人ばかりではなく、既に拠点を置く企業に対しても支援措置を講じられたい。</p>	<p>1 アジアヘッドオーダー特区が目標とする外国企業誘致のためのインセンティブとして、都独自に法人事業税、固定資産税・都市計画税、不動産取得税の減免を実施しています。外國企業を新たに特区へ誘致し、新規需要や高付加価値を創出することにより、我が国の成長を牽引することを目指していることから、新規に設立された法人を優遇措置の対象と考えています。</p>
<p>2 ビル事業者が実施する下記のような外国企業誘致事業に対する支援措置を図られたい。特に、医療、教育など収益性の低い施設整備について特段の支援措置を図られたい。</p> <p>(1) 外国企業の事業立ち上げ支援、ビジネススマッシュングなど外国企業の活動支援機能の整備、MICE(ビジネストラベルの1形態としてのセミナー、会議、展示会等)機能の整備、耐震性確保、自立分散型発電設備の設置などによるビジネス環境整備</p> <p>(2) 外国企業の労働者と家族のための、医療、教育(インターナショナルスクール等)、日用品購入などの生活環境整備</p> <p>3 アジアの都市間競争を勝ち抜くためには外國からの観光客の獲得も重要なファクターであり、観光客の獲得や地域の活性化に繋がる機能をもつ施設を整備するビル事業者に対し、規制緩和や補助などの支援を図られたい。</p>	<p>2 (1)、(2) アジアヘッドオーダー特区では、事業者が、誘致・ビジネス交流事業、ビジネス支援事業、生活環境整備事業、BCPを確保したビジネス環境整備事業を実施するに当たって金融機関から必要な資金を借り入れる場合、総合特区支援利子補給金を支給する制度を設けています。</p> <p>(以上 知事本局)</p>

団体名 一般社団法人 東京ビルディング協会

要望事項	都の対応
<p>二 民間事業者のB C P（事業継続計画）・D C P（地区業務継続計画）強化に資する支援及び帰宅困難者対策の推進に資する支援措置の充実について 首都圏京の安全を確保し、首都直下地震等に際して都市機能を維持・継続させることは喫緊の課題である。 このため、民間事業者によるB C P（事業継続計画）、D C P（地区業務継続計画）強化に資する以下の施設につき、既存物件の再整備も含め、容積率の緩和や税制、補助制度による支援措置の拡充を図るとともに既存の補助の増額及び期間の延長を図られたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自立分散型エネルギー施設 D H C（地域冷暖房施設）、C G S（創電施設）等 2 災害時インフラ施設 防災井戸、污水貯留槽等 3 地域防災関連施設 地域防災センター等 4 ハイレベル耐震施設 免震構造、制震構造等 <p>帰宅困難者対策を確実に推進するため、通信基盤の整備や迅速かつ的確な情報提供のための体制を確立するとともに、民間事業者に対する帰宅困難者受け入れ施設の安全確保対策や備蓄品確保等に対する負担軽減措置を図られたい。</p>	<p>二 固定資産税は、資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に基づき、応益原則に基づいて、所有者にその資産価値に応じて課税するものです。 税制上の優遇措置については、税負担の公平性という基本原則の例外となるものであります。補助対象となる帰宅困難者用備蓄品を保管する備蓄倉庫に対して、固定資産税・都市計画税及び事業所税の減免を実施しているところです。 (主税局)</p> <p>都是、災害時に都民生活を守り、都市機能を維持するとともに、低炭素なまちづくりを実現するため、分散型エネルギーの普及を推進しています。そこで、平成25年度から、オフィスビル等におけるコーポレーティブシステムに対する補助事業を複数年にわたり行っていきます。</p> <p>平成26年度予算額 オフィスビル等事業所の創エネ・エネルギー・マネジメント促進補助事業 区市町村との連携による地域環境力活性化事業 (5億円×10年 (平成26年度～平成35年度) (環境局)</p> <p>帰宅困難者対策における的確な情報提供を確立するため、都立一時滞在施設には、j-a n p iを利用した安否確認、M C A無線機の配備、W i-f iの整備を行っています。帰宅困難者を受け入れる施設の安全確保対策については、国、首都圏自治体、経済団体等からなる首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議(ワーキンググループを含む)の取り組みの中で、検討を行っています。 また、平成25年度に、行き場のない帰宅困難者を受け入れる民間事業者を対象に帰宅困難者用の備蓄購入経費を国で1／3、都で1／2補助する支援策等を実施しています。都是、今後とも、行き場のない帰宅困難者を受け入れる民間事業者の取り組みを支援していきます。</p> <p>平成26年度予算額 1,683,654千円</p> <p>(総務局)</p>

要 望 事 項	都 の 対 応
三 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の推進について 中小規模のビルは事業収益性が低く、耐震改修のための資金余力が乏しいことから、これらの耐震改修を迅速に推進するためには、収益と関係なく課税されている固定資産税（家屋分）を減額して改修投資のインセンティブとすることが有効である。 当協会では、こうした観点から、国に対して耐震改修を行なった事業用建築物に関する固定資産税の3年間5割減額の制度創設を要望しているところであり、実現に向けて支援されたい。	東京都では、都市再生特別地区などを活用し、民間事業者に対して一時滞在施設の確保や防災備蓄倉庫の整備などを誘導し、都市の防災機能の強化を図っています。さらに、平成25年4月、都市開発諸制度活用方針等を改定し、都市開発諸制度を適用する建築物に対して、防災備蓄倉庫と自家発電設備の整備を義務付けると共に、一時滞在施設を整備した場合は容積率を緩和する新たな仕組を構築しました。 今後とも、都市開発諸制度や都市再生特別地区の制度を活用し、防災機能を備えた優良な都市開発プロジェクトの更なる誘導を図っていきます。 (都市整備局)
四 附置義務駐車場制度の抜本的見直しについて 今後、都市交通網の整備や高齢化により自動車需要が低下し、附置義務駐車場台数はさらに過大となっていくものと想定される。建築物の実際の駐車場需要に基づいた弾力的な制度適用並びに抜本的な制度見直しを図られたい。	都において建築物の耐震化は喫緊の課題であり、特に、緊急輸送道路沿道の耐震化は、路線全体で一体的に進めいく必要があることから、緊急輸送道路沿道の事業用建築物を耐震改修した場合、当該建築物に係る固定資産税の減額などの税制上の優遇措置を講じるよう、所管局から国へ提案要求を行っているところです。 なお、平成26年度税制改正の大綱（平成25年12月24日閣議決定）において、改正耐震改修促進法に基づき、耐震診断が義務付けられ、その結果が所管行政庁に報告された一定の家屋（非住宅）のうち、政府の補助を受け、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、耐震基準に適合させるよう耐震改修工事を行ったものに係る固定資産税について、2年度分税額の2分の1（上限額は1年度分あたり改修費用の2.5%まで）を減額する措置が創設することとされています。 (主税局)
四 近年、公共交通が充実した駅周辺の地域などにおいて、駐車場の利用率が低い事例があつたことから、利用状況を調査したところ、区部の共同住宅及び大規模事務所で、附置義務駐車場の最大利用台数の平均が附置義務台数を下回る傾向が見られました。また、「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、地域の実情に対応し、駐車場の附置義務に関する特例措置を設けることが可能となりました。 以上のことから、利用状況調査の結果などを踏まえ、平成25年末に東京都駐車場条例を改正し、平成26年4月1日に施行する予定です。 (駐車場設置基準の見直し概要) ・区部の共同住宅及び大規模事務所について、附置義務台数の算定基準を緩和します。 ・既存建築物について、利用実態に応じて駐車台数の低減などを可能とします。 ・地域の実情に応じて、駐車場の集約化などのルールづくりを行うことができる範囲を、区部及び多摩地域の全ての区市に拡大し、都条例の適用除外等について規定を設けます。	近年、公共交通が充実した駅周辺の地域などにおいて、駐車場の利用率が低い事例があつたことから、利用状況を調査したところ、区部の共同住宅及び大規模事務所で、附置義務駐車場の最大利用台数の平均が附置義務台数を下回る傾向が見られました。また、「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、地域の実情に対応し、駐車場の附置義務に関する特例措置を設けることが可能となりました。 以上のことから、利用状況調査の結果などを踏まえ、平成25年末に東京都駐車場条例を改正し、平成26年4月1日に施行する予定です。 (駐車場設置基準の見直し概要) ・区部の共同住宅及び大規模事務所について、附置義務台数の算定基準を緩和します。 ・既存建築物について、利用実態に応じて駐車台数の低減などを可能とします。 ・地域の実情に応じて、駐車場の集約化などのルールづくりを行うことができる範囲を、区部及び多摩地域の全ての区市に拡大し、都条例の適用除外等について規定を設けます。 (都市整備局)

要 望 事 項	都 の 対 応
<p>五 環境確保条例における温室効果ガスの総量削減義務と排出量取引制度の抜本的見直しについて</p> <p>1 温室効果ガスの削減は、国際的な合意のもと、国が国家戦略として法令に基づき展開すべき施策であり、わが国では、国会が批准した国際的な合意である京都議定書を根拠として、温室効果ガスの削減に関する法的枠組が構成されているものの、同議定書の第一約束期間（2008～2012年）経過後の国際的枠組は未だ定まっていない。</p> <p>こうした状況の下で、都が条例により2013年以降の削減義務及び削減義務率を定めたが、法的根拠を明らかにされたい。</p> <p>2 本制度は、ビルのテナント専用部におけるテナントの事業活動によって発生するCO₂の増加責任をビルオーナーに負担させる仕組みであり、原因者負担の原則に反する不合理なものであることから、原因者責任の原則を踏まえた抜本的に見直されたい。</p> <p>3 本制度は、導入前にステークホルダー会議で関係団体の皆様のご意見を伺い、さらにパブリックコメントを経て、環境確保条例の改正を行い、平成22年度から実施しています。</p> <p>「都と一緒に実施してきたこれまでの温暖化対策（省エネ）が、震災後の節電対策の検討に大きく役立った」という事業者からの声も数々寄せられており、本制度は、大規模事業所の温室効果ガスの削減はもとより、節電にも多大な効果があり、都が目指すスマートエネルギー都市を実現するために大変重要な制度であります。</p> <p>テナント専用部におけるビルオーナーの責任</p> <p>テナントビルの温室効果ガスの削減には、オーナー、テナント両者の協力が不可欠です。このため、都ではテナント事業者にも温室効果ガス削減に向け義務を課しています。具体的には、すべてのテナント事業者に所有者の削減対策に協力する義務を、一定規模を超える特定のテナント事業者には、テナント事業者独自の対策の計画書を作成・提出し、計画的に対策を推進する義務をそれぞれ課しています。オーナー、テナントにおいてそれぞれ課されている義務は異なりますが、オーナーとテナントが一体となって削減義務の履行に向けて取り組むことを求めています。</p>	<p>五</p> <p>1、2 温室効果ガスの総量削減義務と排出量取引制度</p> <p>近年、温暖化の影響が指摘される異常気象は増えており、地球環境の異変は深刻さを増してきています。今後、温室効果ガスの大幅な削減が必要となる中で、東京の活力を維持しさらなる成長を可能とするためには、都市としてのエネルギー効率を高めることが不可欠です。</p> <p>また、エネルギー消費に由来する温室効果ガスの約7割は、都市から排出されているとも言われています。エネルギーの大消費地としての責務として、都は総量削減義務と排出量取引制度（以下、「本制度」）をはじめとした様々な温暖化対策に率先的に取り組んでいます。</p> <p>我が国法律である「地球温暖化対策推進法」において、地方公共団体の責務として、その区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進することが求められています。</p> <p>また、同法では、地方公共団体は、温室効果ガスの排出量削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）を策定するものとされ、実行計画の中では、区域の事業者が温室効果ガスの排出抑制等に関する行う活動の促進に関する事項を定めています。東京都においては、この実行計画にあたる「環境基本計画」を平成20年3月に策定し、目標を定めるとともに、本制度の導入を計画したところです。</p> <p>本制度は、導入前にステークホルダー会議で関係団体の皆様のご意見を伺い、さらにはパブリックコメントを経て、環境確保条例の改正を行い、平成22年度から実施しています。</p> <p>「都と一緒に実施してきたこれまでの温暖化対策（省エネ）が、震災後の節電対策の検討に大きく役立った」という事業者からの声も数々寄せられており、本制度は、大規模事業所の温室効果ガスの削減はもとより、節電にも多大な効果があり、都が目指すスマートエネルギー都市を実現するために大変重要な制度であります。</p>

要 望 事 項	都 の 対 応
<p>これによつて、テナント自らも削減対策を取り組むようになり、またオーナーとテナントが協力して取り組む体制が整つてきていたこともあり、平成23年は電力使用制限令の施行前の早い段階から対応できる体制を構築し、対象事業所の多くが円滑に無理なく賢い節電に対応できたところです。</p> <p>本制度の対象者に平成23年度に実施した節電アンケートでも「オーナーに対して対策の提案をした」というテナントが8割にのぼっています。無理のない節電が定着した平成24年度でも5割にのぼっています。これらの取り組みのほとんどは、電力使用制限令の発令されていない平成24年も平成23年に引き継ぎ実施しているものです。また、「本制度によりテナント協議会が設置されることになり、そのため他のテナント事業者の取り組み状況も共有され、対策が譲じやすくなつた。」という事業者の声もいただいています。</p> <p>都是、これまで計画書に基づくテナント事業者の指導やテナント対策セミナー等を通じ、継続してテナント事業者の削減対策を促しており、今後ともビルオーナーへの支援を積極的に実施していきます。</p>	<p>総量削減義務制度の必要性について</p> <p>人類にとって危険な気候変動を回避するためには、早急に世界の温室効果ガス排出量を減少傾向に転換する必要があります。大量にエネルギーを消費する都市の責務として、東京は積極的に気候変動対策に取り組んでいかなければなりません。</p> <p>このため、従来の取り組みによる削減の水準を越えて、温室効果ガスを削減していくかなければなりませんが、自主的な取り組みには、必ずしも限界があります。また、自主的な取り組みだけでは、積極的に取り組む事業者と削減対策があつても実施しない事業者が現われ、各事業者がその責務を果たす上で、必ずしも公平な仕組とはいえません。これらは改正前の条例で都が実施していた「地域温暖化対策計画書制度」の経験からも明らかです。</p> <p>このため、一定の削減義務に基づき、事業者が削減対策に取り組む仕組が必要です。また、この制度では自主的取り組みを否定するものではなく、削減義務を通じて事業者の自主的な取り組みによる積極的な対策を促すため、どの削減方法を選択するかは事業者の判断にゆだねられており、削減対策以外に他者の削減量の買取により義務履行をする方法も事業者の判断に任せています。さらに、これまで積極的に取り組んできた事業者等に対する配慮も行っています。</p> <p>都の総量削減義務制度と事業者の温室効果ガス削減に対する取り組みは、海外からも高く評価されています。環境負荷の少ないクリーンな都市・スマートエネルギー一都市として東京が世界から評価され、人や企業に選ばれるために重要な制度だと考えます。</p>